

第1回水産分野における優良系統の保護等に関する検討会・議事要旨

- 1 日 時：令和4年7月14日（木）9：30～12：00
- 2 場 所：J A 共済ビル9階会議室及びオンライン
- 3 出席者：
委 員：岡本信明（座長）、伊原友己（座長代理）、内田誠、小野寺純、
谷口直樹、鶴岡比呂志、西田亮正、深川英穂、本多健、
正岡哲治、松下外、矢野浩一
オブザーバー：内閣府知的財産戦略推進事務局
経済産業省経済産業政策局知的財産政策室
農林水産省輸出・国際局知的財産課
水産庁：廣野増殖推進部長、櫻井栽培養殖課長、尾崎研究指導課研究管理官、
中村栽培養殖課補佐、豊嶋同課技官、上田同課技官
- 4 議 題：
 - （1）水産庁挨拶
 - （2）検討会の設置について
 - （3）優良系統保護について
 - ① 水産動物における優良系統の作出状況について
 - ② 遺伝資源の外部への流出防止対策について
 - ③ 水産動物に関する海外における対応について
 - （4）水産分野の営業秘密について
 - （5）その他

5 概 要

- ・ 委員の互選により、岡本委員が座長、伊原委員が座長代理に選出された。
- ・ 検討会は非公開とし、個人情報等を除く関連資料及び議事要旨を公表することとされた。

（委員からの主な意見）

- ・ 優良系統の定義付けは極めて重要である。
- ・ 優良系統として保護すべき対象物は、模倣できるものなのかどうかという観点で考えてもよいだろう。
- ・ 優良系統の保護方法としては、資料にもあったように、染色体の倍数化や種間交雑による不妊化、異なる系統で交配することによる遺伝的効果の不透明化、近交弱勢が起きやすい個体を市場に出す方法が有効であると感じた。

- 優良系統の管理には、個体群と遺伝情報が必要であり、多大なコストと労力を要する。これを実現できるのは大企業が想定され、垂直統合による優良系統の保護が有効な手段であると考えている。
- コンソーシアムによる保護も有効であると考えており、コンソーシアム内の役割、特に中小企業の役割を考えることが重要である。
- 具体的な侵害リスクがどこにあるのか、流出ケースを整理し、議論を進める必要がある。
- 農業分野のガイドラインに記載されていたようなユースケースを収集すべきではないか。養殖業者に対するヒアリングが必要であると感じた。
- 保護すべき対象は何か。具体の侵害時の対応をどうするのか。取引の実情、不正の事例について教えてほしい。
- 営業秘密に関しては、製造業等の一般論を踏まえたうえで、養殖の実態に合わせて議論していくことになるだろう。
- 営業秘密に関しても、中小企業及び個人事業者を中心に、コンソーシアムにおける情報管理を中心に考えていく必要がある。
- 漏れたデータについて、その侵害を立証できるのか。管理はできるが、現在の法で大丈夫と言えるのか。
- 業界のマインドを高めていくことは良いことであり、今回は新しい制度を作るのではなく、既存の法で対応するという事だろう。知財法制に触れつつ、概況を説明した上で、養殖業者にアドバイスするようなガイドラインをイメージするのがよいのではないか。
- 生産者にどのように知らしめていくかが大事である。
- 優良系統を保護する上で必要となる管理の労力に懸念がある。
- 流出を防ぐために、現在の出荷形態に制限を加えることにならないか懸念がある。

以上